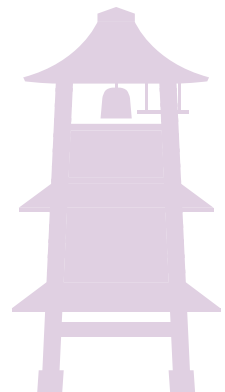


第2章

福祉・保健・医療

生涯にわたって、
健やかでいきいきと安心して暮らせるまち

- 2-1 健康づくりの推進
- 2-2 保健衛生・医療体制の充実
- 2-3 地域福祉の推進
- 2-4 高齢者福祉の推進
- 2-5 障害者福祉の推進



施策を取り巻く状況

- ① 健康であることは、QOL（生活の質）の向上につながるだけでなく、就労等を通じた社会参加の活発化や、医療・介護費用の抑制など、社会全体にわたって良い影響を及ぼすことから、少子高齢化が進む中で、健康づくりの重要性はますます高まっています。
健康に過ごせる期間を長く保つという健康寿命の観点では、令和5（2023）年における本市の65歳からの健康寿命*は、男性17.99年、女性20.75年であり、県（男性18.03年、女性20.99年）と同水準となっています。
- ② 本市が令和5（2023）年度に実施した市民の健康に関するアンケート調査において、20歳から80歳までの市民を対象にした「普段から健康に気を付けるよう意識しているか」との問いに対し、「気を付けている」と回答した人の割合は全体の59.2%で最も高くなっています。一方、「気を付けたいが、今は何もしていない」が23.5%、「気を付けたいので、今後何かを始めるつもりだ」が7.7%、「気を付けていない」が4.2%などとなっています。
- ③ 同アンケート調査によれば、「朝食を食べない人」の割合は全体の15.3%で、30歳代から50歳代までの男性及び20歳代の女性で相対的に高く、「食塩の摂取量に気を付けていない人」は全体の37.3%で、男女とも年代が若いほど高くなっています。また、全ての年代で野菜の摂取量が不足している状況です。
- ④ 歯と口の健康は、全身の健康状態や健康寿命にも大きく影響しており、歯周病等の歯科疾患と糖尿病等の生活習慣病が深く関係していることが指摘されています。
- ⑤ 令和5（2023）年度における国民健康保険特定健康診査の受診率は44.2%で、県平均の40.4%を上回っています。一方で、令和5（2023）年度における後期高齢者健康診査（人間ドックを除く）の受診率は29.8%で、県平均の34.3%を下回っています。
- ⑥ 本市における死因は悪性新生物（がん）が最も多く、がんを含む三大生活習慣病による死亡割合は全死因の約半数を占めています。引き続き、生活習慣病を早期発見し、重症化を予防する取組を推進することが必要です。

* 65歳からの健康寿命：65歳に達した人が健康で自立した生活を送ることができる期間のことで、具体的には介護保険制度の「要介護2」以上の認定を受けずに生活できる期間。

施策の目的及び成果指標

■ 施策の目的（目指す姿）

誰もが、いつまでも心身ともに健康に暮らし続けられるまちにします。

■ 成果指標

指標名		基準値 (R6)	目標値		目指す方向
			R12	R17	
65歳からの健康寿命（年）	男性	17.99 (R5)	17.99 以上	17.99 以上	↗
	女性	20.75 (R5)	20.75 以上	20.75 以上	↗

施策の方向性

1 市民の主体的な健康づくりへの支援

- ① ライフステージ別の取組に加え、ライフコースアプローチ*の観点を取り入れた健康づくりを推進します。また、地域や職場、関係機関等と連携し、誰もが健康づくりに主体的に、継続して取り組むことができる環境整備を進めます。

あわせて、産学官等関係団体と連携・協働して食育を推進することで、意識をしなくても自然に健康になれる食環境づくりの展開を図ります。

- ② 生涯にわたって歯と口の健康を維持できるよう、歯と口のケアに関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、むし歯、歯周病等の歯科疾患の予防や口腔機能の向上を支援します。

2 各種健（検）診等の実施

- ① 疾病の早期発見、早期治療につなげるため、各種健康診査・検診を実施するとともに、健康への関心が低い層にも効果的な受診勧奨や、受診しやすい環境づくりを進めます。また、受診後の保健指導等により生活習慣の改善などを支援します。



ラジオ体操講習会の様子



食生活改善のための調理実習の様子

*ライフコースアプローチ：過去のライフステージにおける生活習慣等が、次のライフステージや次の世代の健康状態に大きく関わることを踏まえ、胎児期から高齢期に至るまで人の一生を通して継続した対策を講ずること。

施策を取り巻く状況

- ① 食品の安全性の確保は、健康な生活を営む上で必要不可欠なものです。本市における食中毒の発生件数は、近年、年間1件から4件程度で推移しています。
- ② 公衆浴場、理・美容所など、不特定多数の人が利用する生活衛生施設において、衛生水準を維持することが必要です。
また、多種多様な動物が飼育されている中、適正な飼育がなされず周辺的生活環境に悪影響を及ぼすことがないようにすることも求められています。
- ③ 精神障害のある人や精神保健に関する課題を抱える人から、うつやひきこもりだけでなく、家庭、経済、生活の問題など、多岐にわたる相談が寄せられています。
また、本市における令和6（2024）年の自殺者数は51人となっています。自殺の多くは、「追い込まれた末の死」であり、その背景には精神保健上の問題だけでなく、様々な社会的要因が複雑に関係しています。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、市民の生命や健康、生活に加えて医療提供体制にも多大な影響を及ぼしました。今後も、結核やエイズなどの既知の感染症とともに、新たな感染症の発生・流行に備えることが必要です。
- ⑤ 高齢化の進展に伴い、令和22（2040）年には令和4（2022）年と比較して、85歳以上の高齢者の救急搬送は75%増加し、在宅医療の需要は62%増加すると見込まれています。
- ⑥ 日頃の健康状態をよく知っているかかりつけ医を持つことは、疾患の早期発見、早期治療のために大変重要です。本市が令和6（2024）年度に実施した「保健医療に関する意識調査」によれば、かかりつけ医を持つ人の割合は60.6%となっています。
- ⑦ 急速な高齢化と医療技術の高度化等により、本市においても、一人当たりの医療総額は増加傾向にあります。

施策の目的及び成果指標

■ 施策の目的（目指す姿）

衛生的で快適な環境を維持するとともに、誰もが必要なときに適切な医療を受けられるまちにします。

■ 成果指標

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
食中毒の発生件数（件 / 年）	2 (R4~6年度平均)	2 以下	2 以下	↘
自殺死亡率 [人口 10 万人当たりの自殺者数]	14.5	13.0 以下	13.0 以下	↘
かかりつけ医を持つ市民の割合（%）	60.6	61.0 以上	61.0 以上	↗

施策の方向性

1 食の安全、衛生的な住環境の確保

- ① 食中毒など食品による健康被害の発生を防ぐため、営業者等に対する監視・指導を行うとともに、市民に対して食品衛生に関する正しい知識の普及啓発を図ります。
- ② 衛生的な住環境を確保するため、公衆浴場や理・美容所等の生活に密着した生活衛生施設に対する監視・指導を行うとともに、動物愛護や適正飼養に関する普及啓発を図ります。

2 精神保健対策の推進

- ① 精神障害のある人や精神保健に関する課題を抱える人の早期治療や、自立と社会参加を促進するため、精神保健や自殺予防に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、関係機関と連携した相談支援体制の充実を図ります。

3 感染症予防対策の推進

- ① 既知の感染症や新興感染症等のまん延防止のため、感染症に関する正しい知識の普及啓発を図ります。また、健康危機発生時に迅速かつ的確な対応がとれるよう、平時から、関係機関との連携を構築するなど、危機管理体制の充実を図ります。
- ② 市民を感染症から守るため、関係団体と連携して予防接種の適正かつ円滑な実施体制を確保します。また、ワクチンに関する情報を分かりやすく発信するなど、安心して接種を受けられる環境づくりに取り組みます。

4 地域医療体制の整備・充実

- ① 症状に応じて適切な医療を受けられるよう、関係機関と連携して、かかりつけ医や在宅医療などに関する普及啓発を図ります。また、緊急時にも必要な医療を迅速に受けられる救急医療体制の充実を図ります。

5 国民健康保険制度、後期高齢者医療制度の健全な運営

- ① 医療費の適正化に向けた保健事業の実施や、より適切な受益者負担を求めるなど、国民健康保険事業の持続可能な運営を図ります。また、関係機関と連携して後期高齢者医療制度の安定的かつ健全な運用を図ります。

施策を取り巻く状況

- ① 少子高齢化や核家族化、単独世帯の増加などを背景に、社会の様々な分野における担い手不足や、地域で支え合う力の低下が懸念されています。また、地域の福祉課題についても、例えば8050問題のような、対象者別・機能別に整備された福祉制度では対応が難しい課題が浮き彫りとなっています。こうした中で、国は、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域における全ての人が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現を掲げています。
- ② 本市が令和元（2019）年度に実施したアンケート調査で、「近所に助け合える人がいる」と回答した人の割合は、17.8%となっており、平成26（2014）年度に実施した前回調査の33.7%から大きく減少しています。
- ③ 本市では、令和7（2025）年4月1日現在、494人（定数513人）の民生委員・児童委員が、地域で見守りや相談支援を行っています。また、ボランティアについては、団体では178団体、個人では349人が川越市社会福祉協議会に登録し活動しています。
- ④ 生活困窮者は経済的困窮のみならず、社会的孤立や孤独など様々な課題を抱える場合が多くなっています。このため、課題が複雑化・深刻化し生活保護の受給に至る前の段階で、早期に自立を支援することが求められています。
- ⑤ 高齢化の進展やそれに伴う高齢者の単独世帯等の増加、社会経済情勢の変化等により、住宅確保に配慮を要する人の増加が見込まれます。



民生委員・児童委員の方々



高齢者の見守り活動の様子

施策の目的及び成果指標

■ 施策の目的（目指す姿）

地域における困り事を地域全体で受け止め、助け合い、支え合えるまちにします。

■ 成果指標

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
民生委員・児童委員の一斉改選時の充足率（％）	94.0 (R4)	94.0	94.0	→
コミュニティソーシャルワーカー*の活動件数（件／年）	3,966	4,500	4,500	↗
生活困窮者自立支援事業において改善がみられた者の割合（％）	81	90	90	↗

施策の方向性

1 支え合う意識づくりの推進

- ① 地域における様々な困り事を、地域住民一人ひとりが「我が事」と捉え、地域全体で解決していけるよう、住民同士の交流の機会を創出するなど、地域における関係づくりを進めます。
- ② 地域における福祉活動の輪を更に広げられるよう、福祉やボランティア等に関する積極的な情報発信を行うとともに、民生委員・児童委員や地域住民等が行う福祉活動等への支援の充実を図ります。

2 支え合いのネットワークの推進

- ① 複雑化・複合化した福祉課題や、制度の狭間の課題にも対応し、誰もが必要な支援を受けられるよう、制度や分野を超えて、地域における多様な主体と連携した包括的な相談支援体制の充実を図ります。

3 安心して暮らせる支援体制づくりの推進

- ① 多様で複雑な課題を抱える生活困窮者の自立を支援するため、地域や関係機関と連携しながら、生活困窮者を早期に把握し、一人ひとりの状況に合わせた包括的かつ継続的な支援を実施します。
- ② 高齢者や障害のある人、低所得者など、住宅確保に困難を抱える人が円滑に賃貸住宅等に入居できるよう、関係機関と連携した居住支援の充実を図ります。

*コミュニティソーシャルワーカー：困り事を抱えた人やその家族に向けて個別支援をすると同時に、その困り事を地域の共通課題として広げ、地域で支え合い、助け合う仕組みづくりを支援する「地域と福祉のなんでも相談員」。

施策を取り巻く状況

- ① 本市における65歳以上の高齢者人口は、令和7（2025）年1月1日現在、9万5,678人（高齢化率27.1%）となっています。本市の将来人口推計によれば、今後も高齢者人口は増加し、令和27（2045）年には11万1,882人（高齢化率34.3%）となりピークを迎えると見込まれています。また、少子化の影響によって、高齢化率は、令和27（2045）年以降も上昇傾向で推移すると見込まれます。
- ② 本市の要介護（要支援）認定者数は増加を続けており、令和元（2019）年の1万4,962人に対して、令和6（2024）年には1万8,612人と、1.2倍になっています。高齢者人口の増加に伴い、要介護（要支援）認定者数は、今後も増加傾向で推移すると見込まれます。
また、認知症高齢者についても、令和27（2045）年には令和7（2025）年の1.3倍に当たる1万4,000人程度まで増加すると見込まれます。
- ③ 国は、高齢者人口の増加に伴い、令和22（2040）年には、令和4（2022）年の1.3倍に当たる介護職員が必要になるとの見通しを示しており、本市においても、生産年齢人口の更なる減少が見込まれる中で、介護人材の不足が懸念されます。
- ④ 生きがいや社会的役割を持つことは介護予防につながるといわれています。「令和6（2024）年版高齢社会白書」によると、何らかの社会活動に参加している高齢者のうち、生きがいを「十分感じている」又は「多少感じている」と回答した人の割合は84.4%となっており、いずれの活動にも参加していない人を22.7ポイント上回っています。
- ⑤ 国は、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・生活支援・介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築及び推進を掲げており、本市を含め全国的に取組が進められています。
- ⑥ 令和4（2022）年度に実施した「川越市高齢者等実態調査」によると、約63%の人が、「重度の要介護状態となっても、最期を迎えるまで自宅で過ごしたい」と回答しているものの、そのうち約半数は、家族への負担や、容態が急変したときの不安などから、現状では実現が難しいと感じていると回答しています。

施策の目的及び成果指標

■ 施策の目的（目指す姿）

高齢になっても住み慣れた地域で、いきいきと暮らせるまちにします。

■ 成果指標

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
75歳から84歳の要介護（要支援）認定率（%）	17.6 (R5)	17.6	17.6	→
幸福だと感じている高齢者の割合（%）	43.0 (R4)	43.1以上	43.1以上	↗

施策の方向性

1 介護予防と生きがいの充実

- ① 高齢になっても、できる限り介護を必要とせず自立した日常生活を送れるよう、介護予防に関する知識の普及啓発を図るとともに、地域における自主的な介護予防の取組を促進します。
- ② 高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を生かし、生涯にわたっていきいきと活躍できるよう、就労や地域活動などの支援を行い、社会参加や生きがいを促進します。

2 在宅生活を維持するための包括的な支援の充実

- ① 高齢者の抱える問題に適切に対応できるよう、地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの機能強化や、地域住民、医療・介護の専門機関等が連携した包括的な支援体制の充実を図ります。また、日常生活を支える各種サービスの充実を図ります。
- ② 認知症の人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、認知症の人と地域の人などが交流する機会の充実や、認知症に対する社会全体の理解の促進を図ります。
- ③ 高齢者の権利や尊厳が脅かされることのないよう、関係機関と連携し、成年後見制度の利用支援や、虐待の未然防止、早期発見、早期対応などに取り組みます。

3 居住環境、介護サービスの充実

- ① 心身の状況に応じて望む暮らし方を選択できるよう、ニーズに応じた住まいの環境づくりを支援します。
- ② 要介護状態になった場合にも、必要に応じて適切な介護サービスを受けられるよう、介護サービスの計画的な基盤整備や、介護人材の確保に向けた取組等を進めます。

施策を取り巻く状況

- ① 本市における障害のある人の人数は、令和6（2024）年度末現在、身体障害者は9,606人、知的障害者は3,125人、精神障害者は4,288人、難病患者は3,243人（指定難病等医療給付対象者2,862人、小児慢性特定疾病医療給付対象者381人）となっており、一部を除いて増加傾向にあります。
- ② 令和4（2022）年度に実施した「川越市障害者福祉に関するアンケート調査」では、障害のある人の42%が、障害があることにより、差別や嫌な思いを感じたことがあると回答しています。
- ③ 障害福祉サービスを利用するに当たって必要となる「サービス等利用計画」は、専門的な知識を有する相談支援専門員が作成する計画と、利用者やその家族が作成する計画（セルフプラン）があります。令和6（2024）年に国が発表した「障害者相談支援事業の実施状況等について」によると、本市におけるセルフプランの割合は29.7%と、全国平均の15.8%に比べて高くなっています。
- ④ 国が発表した「令和6（2024）年障害者雇用状況の集計結果」によると、雇用障害者の数はおよそ67万7,000人で、21年連続で過去最高を更新しています。

しかしながら、本市が実施した上記アンケート調査では、収入を伴う仕事をしている障害のある人は19.8%、そのうち48.3%が非正規雇用となっており、生活を支える収入は主に「年金」や「家族の収入」となっています。また、同アンケート調査では、障害のある人が市に充実を求める取組として、「経済的な援助」が25.1%と最も多く、次いで「就労支援の充実」が19.8%となっています。



通所施設で作業に取り組む様子



障害者ボッチャ教室の様子

施策の目的及び成果指標

■ 施策の目的（目指す姿）

障害のある人が安心して自分らしく暮らせるまちにします。

■ 成果指標

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
障害のある人が差別や偏見を感じたことがある割合（％）	42 (R4)	30	25	↘
相談支援専門員数（人）	52	60	65	↗
福祉施設利用者の一般就労への移行者数（人／年）	21 (R3)	40	70	↗

施策の方向性

1 差別解消と権利擁護の推進

- ① 障害を理由とする差別や偏見が解消されるよう、意識啓発や地域における交流機会の創出などを通じて、障害のある人とない人との相互理解の促進を図ります。
- ② 障害のある人の権利や尊厳が脅かされることのないよう、関係機関と連携し、成年後見制度の利用支援や、虐待の未然防止、早期発見、早期対応などに取り組めます。

2 安心して暮らせる環境づくり

- ① 障害のある人が地域で自立した生活を送れるよう、一人ひとりの障害の特性や状態、生活実態に応じた各種サービスを提供するなど、包括的な支援の充実を図ります。
- ② 障害のある人やその家族等が抱える日常生活の不安を軽減できるよう、実情に合ったサービスに関する情報提供や、相談体制の充実を図ります。

3 社会参加の推進

- ① 障害のある人が特性に応じて能力を十分に発揮できるよう、就労に向けた訓練等の機会を提供するとともに、多様な就労機会の確保に取り組めます。
- ② 障害のある人が社会の一員として、自己実現と社会参加を果たせるよう、文化芸術やスポーツなど、様々な社会活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

